

イベント・お祭り会場（露店等）における防火管理について

平成 25 年 8 月に京都府福知山市の花火大会会場で、露店から発生した火災により多数の死傷者が発生したことを踏まえ、岳南広域消防組合火災予防条例の一部を改正しました。



1 屋外の催しにおける消火器の準備

多数の人が集まる屋外の催しにおいて、対象となる火気器具等を使用する場合は露店・屋台等の開設の有無にかかわらず、**消火器(業務用)の設置**が必要となります。

・多数の人が集まる催しとは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の一時的に一定の場所に人が集まることで混雑が生じ、火災時に人命等への危険性が高まるものをいいます。

イベント・自治会など地域社会が行う祭りなど、一定の社会的広がりを有する（不特定の者が集まる）ものが含まれます。したがって、集合する者の範囲が個人的なつながりにとどまる場合（近親者によるバーベキューなど）は対象外となります。

・対象火気器具とは

火を使用する器具又はその使用に際し、火災発生のおそれある器具のことです。

(例) ガスグリル、コンロ、フライヤー、電熱器、炭火焼き鳥電熱器、炭火焼き鳥、石油ストーブ、電気ストーブ、携帯発電機等



・消火器は誰が準備するのか？

原則として、消火器は対象火気器具等を取り扱う者が準備します。

消火器とは「消火器の技術上の規格を定める省令」に定める消火器（業務用消火器）を言います。

「住宅用」や「簡易消火器具」は認められません。

[消火器の種類について \(外部リンク\)](#)

2. 露店等の開設届出について

祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合については、**事前の届け出**をお願いします。



[露店等の開設届出書 \(PDF\)](#)

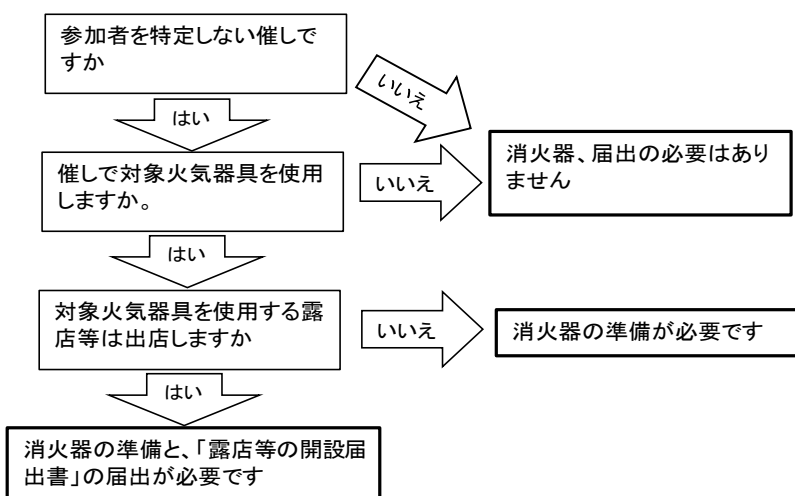
(露店等の開設場所及び消火器に設置場所に係る略図を添付し、2部提出してください)

[届出書・略図の記入例 \(PDF\)](#)

・誰が届出をするのですか？

主催者または露店等の開設関係者が届出を行って下さい。また、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、主催者や露店等の開設を統括する者等が取りまとめて管轄する消防署へ届出してください。

催しにおける露店等の開設届出フロー



火災予防条例の改正Q & A

	質問	回答
1	Q:この条例は岳南(中野市・山ノ内町)だけなの？	A:条例の制定基準等が改正されたことにより、全国の市町村等で同様の改正がされています。
2	Q:以前はどんな規制があったの？	A:以前は屋外催し等における火災予防に関する規制がなかったことから、今回の改正となりました。
3	Q:多数の者の集合する催しとは？	A:参加者を特定しない、だれでも参加できるような催しとなります。
4	Q:区民のみが参加するイベントがあり、これに火気を使用する露店を区民が出しますが、この場合消火器の準備や露店等の開設届出書を届け出る必要がありますか？	A:特定の人のみが集まるイベントであれば、どちらも必要ありませんが、火災予防のため可能な限り消火器の準備をお願いします。
5	Q:お祭りに地元の青年団が露店を出して焼き鳥やたこ焼きを調理しますが、届出は必要ですか？	A:誰でも参加できる催しであれば、消火器の準備と届出が必要です。
6	Q:複数の団体が共同で開催しますが、誰が届ければよいのですか？	A:火災予防についてどのような体制にするのか、協議して決めてください。
7	Q:どんど焼きをする場合も消火器は必要ですか？	A:どんど焼き自体は火気器具ではないので義務はありませんが、火災予防のための準備は必要です。
8	Q:消火器は何本必要ですか？	A:原則として1つの火気器具ごとに消火器が1本必要となります。ただし一つの露店やテント内に複数の火気器具がある場合については、共用として設けることもできます。
9	Q:認められない「住宅用消火器」や「簡易消火器具」ってどんなものですか？	A:住宅用(家庭用)消火器は一般用消火器に比べると、小型で色の規制もないためカラフルなデザインの物もあります。簡易消火器具はエアゾール式のスプレータイプの物が主流です。

お問い合わせ <岳南広域消防本部> (消防本部、または最寄りの消防署へ)
 消防本部予防係 0269-23-0119 中野消防署予防係 0269-22-3386
 山ノ内消防署予防係 0269-33-3119 豊田消防署予防係 0269-38-2355